

重点分野	国税・地方税
省 庁 名	総務省
論 点	<p>1. 電子申請義務化へ向けた取組等</p> <p>① 2020 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度につき、資本金の額が 1 億円を超える法人等に関し、法人税・消費税等の電子申告が義務化された。基本計画によれば、環境整備として、(1)e-Tax・eLTAX の使い勝手の大改改善、(2)国税・地方税の情報連携の徹底などに取り組んでいるとされているが、納税主体である企業や経済団体などへの働きかけはどの程度行っているのか。また、理解を十分に得られているのか。</p> <p>② 中小法人につき、eLTAX 利用率 70% という目標についても、2019 年度に達成される見通しがあると理解してよいか。2018 年度の電子申請利用率はどの程度であったか。仮に達成された場合に更に高い目標を設定することは検討しているか。</p>

【回 答】

① 総務省は、地方団体に対し、国税庁と連携しながら、電子申告義務化の対象となる大法人に対して、個別に事務所等を訪問するなどの方法による勧奨等を順次実施するよう要請している。

このほか、関係府省及び地方税共同機構（2019 年 4 月 1 日設立）をはじめ、税理士会や法人会といった関係民間団体とも連携を図りながら、大法人の電子申告義務化やそれに伴い導入する環境整備策についての周知・広報を行っている。

総務省としては、国税庁や地方団体と協力しながら、電子申告義務化について、義務化対象法人等に準備をしっかりと進めていただけるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

② 総務省としては、基本計画に記載している「2019 年度の中小法人の eLTAX 利用率 70%以上」という目標の達成は可能であると考えている。

総務省としては、2019 年度の目標達成に向けて、共通入力事務の重複排除の取組等（後述）の eLTAX 利用に係る環境整備策について、地方団体とも連携しながら、中小企業やその関連団体、税理士団体等に対して周知・働きかけを行い、更なる eLTAX の利用促進を図っていきたい。

2018 年度の地方法人二税の申告に係る eLTAX の利用率については集計中であるため確たることは申し上げられないが、前年の 66.6% から増加

するのではないかと考えている。

また、現在の目標達成後に更に高い目標を設定することについては、現在の 70%という目標は基本計画策定当時の中小法人の I C T 環境等を勘案して設定したものであることから、今後の利用率の向上や I C T 環境の変化等を的確に踏まえながら検討すべき課題と認識している。いずれにしても、まずは当面の目標達成に向け、全力で取り組んでまいりたい。

重点分野	国税・地方税
省庁名	総務省
論点	<p>2. 国税と地方税の情報連携の推進</p> <p>④ 国税と地方税の情報連携「開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化」(2020年3月)、法人税・地方法人税の「共通入力事務の重複排除」(2020年3月)、「財務諸表の提出の一元化」(2020年4月)については、具体的には、どのような手法をとるのか(e-Tax・eLTAXのどちらに提出・入力をするのか、共通入力事項は、国税・地方税間でどのように関連付けられて入力がワンスオンリー化されるのか等)</p> <p>⑤ 経済団体からは、以下のような連携についても推進してほしいとの声がある。こういった声に対しても対応するべく取り組んでいただけたと理解してよいか。特段の問題点等あれば御教示ください。</p> <p>(1) 連結親法人の所轄税務署への申告のみをもって連結子法人所轄税務署及び関係地方自治体にも情報連携されるよう、ワンスオンリー化。</p> <p>(2) 申告情報の共有に関し、例えば、国税において更正決定等があった場合に、連動して提出すべき自治体への修正申告書について、情報連携により自動的に行えるようにしてほしい。現在、法人税の所得金額等のデータは、既に各国税局と都道府県間で情報共有されていると承知するが、冒頭のようなワンスオンリー化は実現できないのか。情報が足りずに困難であるなら、必要な情報も提供することはできないのか。</p>

【回答】

④ 「開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化」については、法人の開廃業・異動等に係る届出内容をe-Taxソフトに入力すれば、国税及び地方税双方の届出書を自動作成し、納税者はそれらをe-Taxに送信すれば、地方税に係る届出書はe-TaxからeLTAXに自動送信する仕組みを2020年3月に導入する予定である。

「共通入力事務の重複排除」については、法人税申告情報をe-Taxソフトで入力した場合には、eLTAXにおける重複情報に係るデータをeLTAXソフト(PCdesk)にエクスポートする機能を2020年3月に導入する予定である。

「財務諸表の提出の一元化」については、e-Taxにより法人税の申告を行う際に、財務諸表を電子的に提出している場合には、納税者が予めe-Tax上で指定した地方自治体に対して、その提出された財務諸表をe-Tax

から eLTAX を経由して送信する仕組みを 2020 年 4 月に導入する予定である。

- ⑤(1) 地方税においては、地域における受益と負担との関係等に配慮し、連結納税制度を導入しておらず、それぞれの法人が個別に申告しているところであり、更に法人税と地方法人課税（特に法人事業税）において課税ベースが異なることなど、国税とは制度上の違いがあるがり、ワンストップ化は困難である。法人税・地方法人課税における共通入力事務の重複排除の導入などに取り組むことにより、納税者の利便性向上を図ってまいりたい。
- (2) 法人税と地方法人課税において課税ベースが異なることから、国税に修正申告があった場合でも地方税への修正申告を行う必要があるが、納税者の利便性向上を図ることとしており、法人税・地方法人課税における共通入力事務の重複排除の導入などに取り組んでまいりたい。

重点分野	国税・地方税				
省庁名	総務省				
論点	<p>3. 地方税の電子納税環境整備・地方税共通納税システムの拡充 (地方税の電子納税の推進)</p> <p>⑥ 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付について、平成30年度から、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子送付が可能となるシステムの導入に向けて検討を進めることとされているところ、「事業者から比較的要請の強い固定資産税（償却資産）」につき、まずは電子納税の導入に向けた検討を行う予定との御回答であった。家屋や土地にかかる固定資産税はもとより、その他の税目についてもニーズはあると思われるが、同時並行的に導入へ向けた検討を進めることはできないのか。</p>				
規制改革推進計画（平成30年6月15日閣議決定、抄）のフォローアップ					
No.	事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
11	個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等	<p>a 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。</p> <p>b あわせて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。</p>	<p>事業者から比較的要請の強い固定資産税（償却資産）について、一般財団法人資産評価システム研究センターの償却資産課税のあり方にに関する調査研究委員会（平成30年度4回開催）の報告を踏まえ、来年度、まずは電子申告の機能向上を検討しつつ、電子納税の導入に向けた検討を行う予定。</p>	<p>a: 平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b: 平成31年1月24日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付の活用等の納税環境整備を要請。</p>	総務省

【回 答】

⑥ 法人はその事業活動が複数の地方団体にまたがり、また、その従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、紙ベースでなく電子的な申告等を行うニーズが高く、地方法人二税、個人住民税（給与所得、退職所得に係る特別徴収）、事業所税といった、法人向けの税目を対象に、本年10月より、地方税共通納税システムの運用を始めることとしている。

- 申告税目については、納税者からの申告に基づき税額を確定する仕組みであり、既に電子申告を行う環境が整備されている中で、電子申告の情報を活用することにより、申告から納税までの手続をオンラインで行うことが可能となった。

一方で、賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方団体の実務・コストメリットの精査が必要であること、

- 賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られていること、

等の観点から引き続き検討が必要となると考えている。そのため、まずは、前述の「地方税共通納税システム」の円滑な稼働と、当該システムをより多くの法人が利用していただくよう周知を進め、法人の事務負担を軽減することに注力しているところ。

なお、企業が納付する固定資産税に一定のニーズがあることは承知しており、平成31年3月にまとめられた一般財団法人資産評価システム研究センターの「償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会」報告を踏まえ、まずはeLTAXにおける複数市町村への一括申告の拡大、納税者がエラーチェックしやすくなる機能強化等の改善を図るなど、納税者の利便性の向上を進めつつ、電子申告しやすい環境の整備に向けた具体的な検討を平成31年度に行っていく。

重点分野	国税・地方税
省庁名	総務省
論点	<p>3. 地方税の電子納税環境整備・地方税共通納税システムの拡充 (地方税共通納税システム)</p> <p>地方税共通納税システム(共同収納)(※)については、法人事業税に関し対象とされ、平成31年10月より運用が開始されると承知している。</p> <p>⑦ 対象の税目については、すべての地方公共団体に対する納税が可能であると理解してよいか。</p> <p>⑧ 地方税全体では固定資産税など、件数ベースで9割以上が賦課課税であると承知するが、賦課課税の税目に対しても導入拡大の予定はあるか。いつまでに導入できる見込みか。導入しようとする場合、特に技術的な障害があるのか。</p> <p>(※) 電子申告と連続的に、一度の手続で、複数の地方公共団体に納税することができる仕組み。</p>

【回答】

⑦ お見込みの通り。

「地方税共通納税システム」は、法人住民税及び法人事業税、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収)、事業所税を対象としており、平成31年10月から、これらの税目について、すべての地方団体において電子納税が可能となる。

⑧ 賦課課税への拡大について、

- 申告税目については、納税者からの申告に基づき税額を確定する仕組みであり、既に電子申告を行う環境が整備されている中で、電子申告の情報を活用することにより、申告から納税までの手続をオンラインで行うことが可能となった。

一方で、賦課課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方団体の実務・コストメリットの精査が必要であること、

- 賦課課税の中でも、個人の納税義務者については、地方団体の努力

により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られていること、等を踏まえ、ニーズやコストメリットを精査した上で進める必要があると考えている。

一方、法人の納税義務者については、「地方税共通納税システム」により、複数団体に対する申告等が必要となる法人向けの税目（法人住民税及び法人事業税、個人住民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収）、事業所税）においてニーズが高いことを踏まえ、これら税目について、平成31年10月からの実施に向けて準備を進めており、システムの円滑な稼働とより多くの法人が利用していただくよう周知を進めることに、まずは取り組む。

また、eLTAXの更なる活用の検討に当たっては、地方税共通納税システムが、地方共同法人である地方税共同機構において、すべての地方団体の負担金で運営されていることから、地方団体の理解を得ながら進めていくことに留意する必要がある。

書式・様式の統一																					
省 庁 名	総務省																				
論 点	5. 書式・様式の統一の推進（地方税関係）																				
<p>⑯ 保険契約照会に關し、標準書式「契約内容の照会について」の使用状況につき調査を行ったとのことだが、調査結果につき、御教示ください。</p> <p>規制改革推進計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定、抄）のフォローアップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>事項名</th><th>規制改革の内容</th><th>取組状況及び今後の予定</th><th>実施時期</th><th>所管府省</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">保険契約照会様式</td><td>a 保険契約照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条）については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月閣議決定）に基づき、平成 27 年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について（生命保険・共済用）」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成 30 年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。</td><td>平成 31 年 1 月 24 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。また、当該様式の使用状況について、年度内にとりまとめるべく調査を実施。</td><td>a:平成 30 年度措置</td><td>総務省</td></tr> <tr> <td>b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。</td><td>上記調査結果を踏まえて、必要に応じ、実態把握や意見聴取、地方自治体に対する更なる要請を実施。</td><td>b:標準書式が普及しない場合に平成 30 年度以降検討</td><td></td></tr> </tbody> </table>						No.	事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省	9	保険契約照会様式	a 保険契約照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条）については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月閣議決定）に基づき、平成 27 年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について（生命保険・共済用）」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成 30 年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。	平成 31 年 1 月 24 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。また、当該様式の使用状況について、年度内にとりまとめるべく調査を実施。	a:平成 30 年度措置	総務省	b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。	上記調査結果を踏まえて、必要に応じ、実態把握や意見聴取、地方自治体に対する更なる要請を実施。	b:標準書式が普及しない場合に平成 30 年度以降検討	
No.	事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省																
9	保険契約照会様式	a 保険契約照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条）については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月閣議決定）に基づき、平成 27 年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について（生命保険・共済用）」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成 30 年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。	平成 31 年 1 月 24 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。また、当該様式の使用状況について、年度内にとりまとめるべく調査を実施。	a:平成 30 年度措置	総務省																
		b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。	上記調査結果を踏まえて、必要に応じ、実態把握や意見聴取、地方自治体に対する更なる要請を実施。	b:標準書式が普及しない場合に平成 30 年度以降検討																	
【回 答】																					
<p>⑯ 本年 1 月に、保険契約照会に係る標準様式の使用状況について調査を行ったところ、現在使用している、又は今後使用することを検討している地方団体の割合は、都道府県で約 7 割、市町村で約 5 割となっている。前年同月の調査では、都道府県で約 4 割、市町村で約 3 割であったところであり、地方団体の理解が進んできているものと考えている。</p> <p>保険契約照会に係る標準様式の使用については、平成 31 年 1 月 24 日に発出した事務連絡において、全地方団体に対し、改めて要請するとともに、同日に総務省において開催した地方団体に対する説明会においても説明したところであり、引き続き、地方団体の利用促進に向け取り組んでまいりたい。</p>																					

書式・様式の統一

省 庁 名	総務省												
論 点	<p>5. 書式・様式の統一の推進（地方税関係）</p> <p>⑯ 紹介等照会に關し、平成 31 年 1 月に「統一書式」の使用を要請したことだが、周知を実効あらしめるため、使用状況につき、然るべき時期に調査を行っていただきたいと考えるが、いかがか。</p> <p>規制改革推進計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定、抄）のフォローアップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事項名</th> <th>規制改革の内容</th> <th>取組状況及び今後の予定</th> <th>実施時期</th> <th>所管府省</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>紹介等照会様式</td> <td>紹介等照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法第 141 条）について、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成 30 年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</td> <td>全国地方税務協議会に設置されたワーキンググループ（平成 30 年度 3 回開催）でとりまとめた統一様式の使用について、平成 31 年 1 月 24 日に事務連絡を発出し、全地方自治体に要請。</td> <td>平成 30 年度措置</td> <td>総務省</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省	10	紹介等照会様式	紹介等照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法第 141 条）について、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成 30 年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国地方税務協議会に設置されたワーキンググループ（平成 30 年度 3 回開催）でとりまとめた統一様式の使用について、平成 31 年 1 月 24 日に事務連絡を発出し、全地方自治体に要請。	平成 30 年度措置	総務省
No.	事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省								
10	紹介等照会様式	紹介等照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法第 141 条）について、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成 30 年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国地方税務協議会に設置されたワーキンググループ（平成 30 年度 3 回開催）でとりまとめた統一様式の使用について、平成 31 年 1 月 24 日に事務連絡を発出し、全地方自治体に要請。	平成 30 年度措置	総務省								

【回 答】

⑯ 紹介等照会に係る統一様式（平成 31 年 1 月全国地方税務協議会とりまとめ）の使用については、平成 31 年 1 月 24 日に発出した事務連絡において、全地方団体に対し、要請するとともに、同日に総務省において開催した地方団体に対する説明会においても説明したところである。

今後、紹介等照会に係る統一様式の使用状況について調査を行ってまいりたい。